

財団法人大阪府みどり公社寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人大阪府みどり公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社は、事務所を大阪市中央区南本町二丁目1番8号に置く。

(目 的)

第3条 公社は、大阪府における地域社会と調和のとれた農林漁業の振興を図るとともに、自然環境の回復等良好な生活環境の保全を推進し、もって府域の均衡ある発展に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農地保有合理化に関する事業
- (2) 農林漁業の振興及び農業構造の改善に資する事業
- (3) 農林漁業、緑化及び自然環境等に関する施設の設置及び管理運営並びに農業施設用地の確保に関する調査等業務に関する事業
- (4) 就農支援資金の貸し付け等農業者の育成に関する事業
- (5) 自然環境その他環境に関する総合的な調査研究、相談指導
- (6) 地球温暖化防止活動の推進に関する事業
- (7) 自然環境の回復に関する事業
- (8) 自然公園の保護及び利用に関する事業
- (9) その他公社の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 補助金
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 会社の資産は、基本財産、緑化促進事業基金（以下「緑化基金」という。）及び運用財産の3種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立に際し基本財産とされた財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 緑化基金は、緑化促進事業の強化及び業務運営体制の整備強化を図るものとし、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 緑化基金とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会で緑化基金に繰り入れることを議決した財産

4 運用財産は、基本財産及び緑化基金以外の財産とする。

5 この会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(基本財産及び緑化基金の処分の制限)

第7条 基本財産及び緑化基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得てその一部を処分し、又は担保に供することができる。

(運用益の使用制限)

第8条 緑化基金の運用益は、緑化促進事業の強化及び業務運営体制の整備強化のために必要な経費以外には充てないものとする。

(資産の管理)

第9条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(予算等)

第10条 会社の毎年度の事業計画及び収支予算は理事長が作成し、年度開始前に理事会の議決により定める。

2 理事長は、年度終了後3ヵ月以内に事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けるものとする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第 12 条 会社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役員及び職員

(役員の種類及び員数)

第 13 条 会社に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 理事 (理事長を含む。) 9 人以上 14 人以内
- (3) 監事 2 人

2 会社の業務に必要があるときは、専務理事、常務理事を各 1 人以内で置くことができる。

(役員を選任)

第 14 条 理事長は、大阪府知事が選任する。

- 2 専務理事及び常務理事は、理事長が理事の中から理事会の同意を得て選任する。
- 3 理事及び監事は、理事長が選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 15 条 理事長は、会社を代表し、業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、常務を統括し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、常務を処理し、理事長及び専務理事に事故あるとき、又は理事長及び専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、予め理事長が指名した理事がその職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、次の職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は大阪府知事に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会を招集すること

(役員任期)

第 16 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障その他の理由により、業務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 公社の名誉を毀損し、又は目的に反する行為があったとき

2 前項の場合は、理事会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員報酬は無給とする。ただし、理事長が大阪府知事と協議し、承認を得たときは、有給とすることができる。

(事務局及び職員)

第19条 公社の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し重要な事項は、理事会の議決を得て理事長が定める。

第5章 理 事 会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、公社の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3) 監事が、第15条第6項第4号の職務を行うため必要と認めたとき

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号の場合は監事が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から、14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 26 条 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、その理事は、出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急やむを得ない事情により理事会を招集するいとまのないときは、書面により賛否を求めて、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第 28 条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数

(3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する件

2 議事録には、その会議において出席理事のなかから選出された議事録署名人 2 人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 29 条 この寄附行為は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 30 条 公社は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、大阪府知事の許可があったとき解散する。

2 解散後の残余財産は、理事会の議決を得、大阪府知事の許可を得て、地方公共団体及びこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第7章 雑 則

(委 任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 会社の設立当初の役員は、第16条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず昭和62年3月31日までとする。
- 2 会社の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 会社の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、この会社の設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。

注) 平成16年4月1日施行の寄附行為の変更により、本附則1中第16条は第14条を、第18条第1項は第16条第1項をさしている。また、同3中第14条は第12条をさしている。

附 則

この寄附行為は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成7年5月12日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成12年4月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第1条の改正規定は、平成13年2月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 17 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。